

補助事業公募審査会二次審査（公開プレゼンテーション審査）実施要領

1 二次審査（公開プレゼンテーション審査）の内容

一次審査（書類審査）における申請内容と評価結果を踏まえて、申請団体が審査委員に対して直接アピールを行うことにより、公益性（社会的な便益）・妥当性（目的及び目標設定）・効果効率性（実現可能性）の3つの観点から、改めて審査を行うものです。

一次審査の点数を持ち点（40点満点）とし、二次審査も審査委員1人につき40点満点で採点し、それぞれ審査委員の採点（一次審査と同様）により合計点で順位付けを行い、補助金交付の採否を決定します。

2 二次審査（公開プレゼンテーション審査）の実施方法

- (1) 二次審査（公開プレゼンテーション審査）の日時は、平成23年12月19日（月）13：30～16：40（予定）で、場所は市役所5階大会議室です。
- (2) 審査は、別紙タイムスケジュール及び審査グループにより行います。ただし、審査内容・状況により順番や審査時間が前後する場合がありますことをご了承ください。
- (3) 各団体のアピールタイム（プレゼンテーション時間）は1事業当たり5分間以内とします。1団体で複数事業がある場合の持ち時間は、事業数×5分としますが、各事業については5分以内とします。（1事業に5分を超えるプレゼンテーションを行うことはできません）
なお、2団体（事業）に一括してプレゼンテーションを行っていただき、その後、まとめて質疑を行います。ただし、リウマチ早期発見啓発のための市民講座事業については、1事業で審査を行います。
- (4) プレゼンテーションの方法は口頭によるアピールを原則としていますが、説明用資料等を用いても構いません。その場合は、10部用意し、当日審査前に事務局にお渡しください。なお、口頭によるアピールでは、補助事業申請書に書かれている内容と同じことを説明していただく必要はありませんので、審査に臨むに当たっては、事前にアピールポイント等を簡潔かつ要領よく審査委員に説明してください。
- (5) アピールの途中であっても、5分間が過ぎればその時点で説明を打ち切らせていただきます。
- (6) 一団体当たりの説明者は3名以内とし、原則として団体構成員に限ります。
- (7) 団体出席者は、審査開始の10分前までに会場へお越しくください。欠席の場合は審査を棄権したものとみなします。
- (8) 別紙タイムスケジュールで都合が悪い場合、または審査を棄権する場合には、事前に事務局までご連絡ください。